

平成30年度クリーニング師研修会 開催要領

1 開催日時、会場等

地 域	県北地区 (大館、北秋田、能代保健所管内)	中央地区 (秋田中央、秋田市、由利本荘保健所管内)	県南地区 (大仙、横手、湯沢保健所管内)
期 日	平成30年 7月29日(日)	平成30年 7月22日(日)	平成30年 8月 5日(日)
受付時間	9時30分～	9時30分～	9時30分～
研修時間	10時00分～13時00分	10時00分～13時00分	10時00分～13時00分
会 場	北秋田市交流センター 北秋田市材木町2-2 TEL 0186-63-2321	秋田県青少年交流センター 秋田市寺内神屋敷3-1 TEL 018-880-2303	大曲エンパイヤホテル 大仙市大曲白金町8-17 TEL 0187-63-1131

2 研修科目、時間及び講師

研 修 科 目	時 間	講 師
衛生法規及び公衆衛生	県北 10:00～10:40	県北地区 北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部 佐藤環境指導課長
	中央・県南 11:30～12:10	中央地区 秋田地域振興局福祉環境部 八柳主幹兼班長
		県南地区 仙北地域振興局福祉環境部 藤田環境指導課長
洗濯物の受取、保管及び引渡し	県北・中央・県南 12:15～12:50	秋田県生活センター 副主幹 鈴木 覚士 氏
洗濯物の処理、繊維及び繊維製品	県北 10:50～12:10	秋田県クリーニング生活衛生同業組合 技術部役員 佐藤 清貴 氏
	中央・県南 10:00～11:20	

3 研修受講対象者

クリーニング所（取次所を含む）の業務に従事するクリーニング師で、平成27年度に受講した者及び平成27年度以前から受講していない者。（平成28・29年度受講者以外の者）

4 申 込 方 法

同封のクリーニング師研修受講申込書により、次の期日まで必着するように秋田県生活衛生営業指導センターまで申し込んでください。（照会先電話 018-874-9099 : FAXでも受付けます 018-874-9199）

申込期限	中央地区	平成30年 7月13日(金)
	県北地区	平成30年 7月20日(金)
	県南地区	平成30年 7月27日(金)

5 受 講 料

受講料5,000円（テキスト代を含む）は、同封の郵便払込取扱票により納付してください。
当日、会場では現金の取扱いはいたしません。

6 修 了 証 書

研修終了者には修了証書を交付します。

7 そ の 他

- ①受講料は、原則としてお返しいたしません。
- ②指導センターは、研修終了者を県知事に報告することとなっています。

平成30年度クリーニング業務従事者講習会 開催要領

1 開催日時、会場等

地 域	県北地区 (大館、北秋田、能代保健所管内)	中央地区 (秋田中央、秋田市、由利本荘保健所管内)	県南地区 (大仙、横手、湯沢保健所管内)
期 日	○レポート提出方式で実施	平成30年 7月22日(日)	平成30年 8月 5日(日)
受付時間	受付：平成30年7月17日(火)	9時30分～	9時30分～
研修時間	～ 8月9日(木)	10時00分～13時00分	10時00分～13時00分
会 場	レポート提出期限 平成30年 8月31日(金)	秋田県青少年交流センター 秋田市寺内神屋敷3-1 Tel 018-880-2303	大曲エンパイヤホテル 大仙市大曲白金町8-17 Tel 0187-63-1131

2 研修科目、時間及び講師

研 修 科 目	時 間	講 師
衛生法規及び公衆衛生	中央、県南 10:00～10:40	中央地区 秋田地域振興局福祉環境部 八柳主幹兼班長 県南地区 仙北地域振興局福祉環境部 藤田環境指導課長
洗濯物の受取、保管及び引渡し	中央、県南 10:45～11:20	秋田県生活センター 副主幹 鈴木 覚 士 氏
洗濯物の処理、繊維及び繊維製品	中央、県南 11:30～12:50	秋田県クリーニング生活衛生同業組合 技術部役員 佐藤 清 貴 氏

3 研修受講対象者

クリーニング所（取次所を含む）の業務に従事する者（クリーニング師以外）で、平成28・29年度に受講した者以外の者。

4 申込方法

同封のクリーニング業務従事者講習会受講申込書により、次の期日まで必着するように秋田県生活衛生営業指導センターまで申し込んでください。（照会先電話 018-874-9099：FAXでも受け付けます 018-874-9199）

申込期限	県北地区	上記レポート提出方式
	中央地区	平成30年 7月13日(金)
	県南地区	平成30年 7月27日(金)

5 受講料

受講料4,500円（テキスト代を含む）は、同封の郵便払込取扱票により納付してください。
当日、会場では現金の取扱いはいたしません。

6 修了証書

研修終了者には修了証書を交付します。

7 その他

- ①受講料は、原則としてお返しいたしません。
- ②指導センターは、講習終了者を県知事に報告することとなっています。